

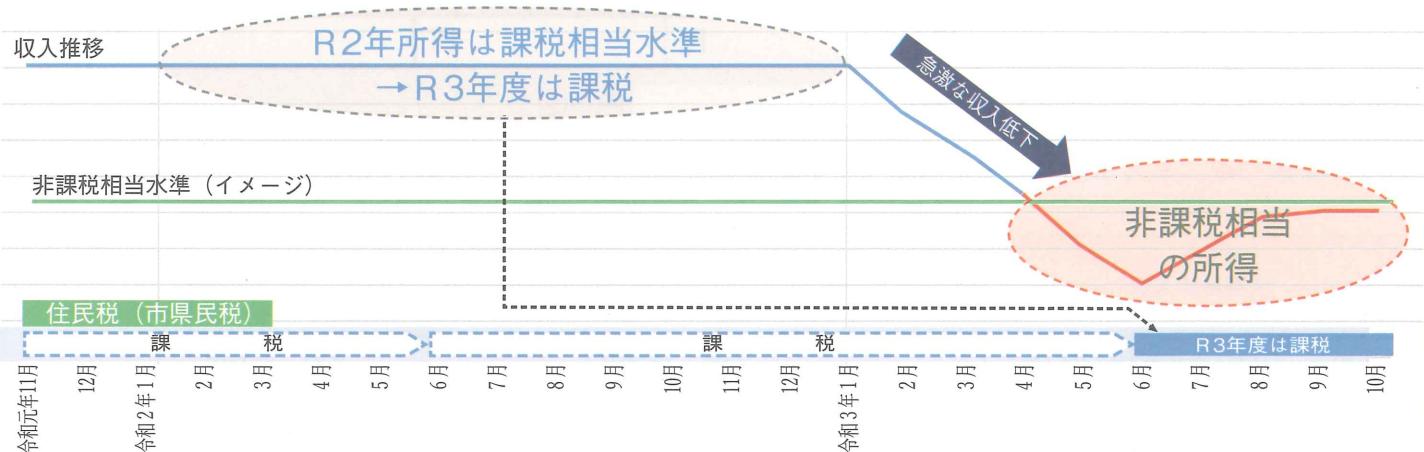
「家計急変世帯」の該当基準について

令和3年度住民税（市県民税）非課税世帯以外で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、「住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯」のことをいいます。

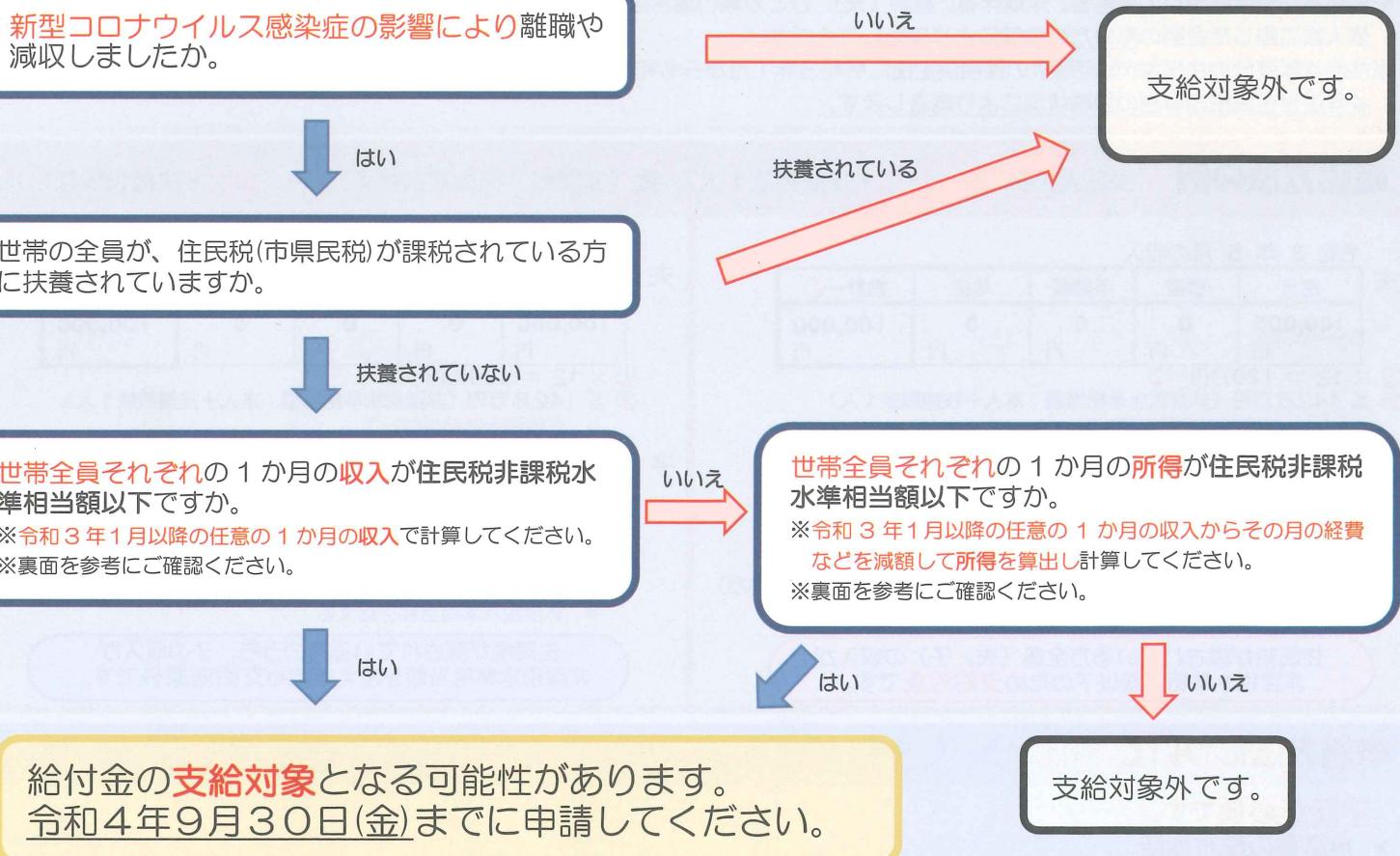
➤ 該当基準

次の①、②の両方とも該当する世帯が対象となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少したこと
- ② 令和3年度は住民税（市県民税）が課されているが、令和3年1月以降収入が減少し、世帯全員それぞれが住民税非課税水準相当額以下となる世帯



住民税非課税世帯等臨時特別給付金（家計急変世帯）支給確認フローチャート



【注意事項】

- ・住民税非課税世帯として当給付金を受けた世帯は支給対象外です。
- ・本給付金の受給は1世帯につき1回限りです。

※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入の減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われることがあります。
また、虚偽による申告が明らかとなつた場合、返還を求めることがあります。

家計急変世帯に該当するか確認できます（世帯全員それぞれ確認）

- 令和3年1月以降の任意の1か月を選定し、その月の収入に12を乗じて1年間の収入見込額を算出してください。
- 計算に含める収入の種類は給与、事業、不動産、年金(遺族年金など非課税の公的年金は除く)です。
- 所得で計算する方は、令和3年1月以降の任意の1か月の収入から経費などを減額してその月の所得を算出し、その金額に12を乗じて所得見込額を算出してください。(主に事業所得の方)
- 令和3年度の住民税(市県民税)が課されている方が複数人いる場合、それぞれで計算し、該当するかを確認してください。
- 令和3年分所得の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票などによる申請も可能です。その場合は、年間収入(所得)が非課税水準相当額以下となるかを確認してください。

令和 [] 年 [] 月の収入

給与	事業	不動産	年金	合計…①
円	円	円	円	円

$$\text{合計…①} \times 12 = \text{収入見込額} \quad \text{円…②}$$

収入見込額…② \leq 非課税水準相当額

非課税水準相当額については、収入で計算する場合は、下記のA収入の目安を、事業所得など経費減額後の所得で計算する場合は、下記のB所得額をご覧ください。

扶養親族人数	非課税水準相当額	
	A 収入の目安	B 所得額
本人のみ、又は扶養親族がない方	95.0万円	40.0万円
本人+扶養親族1人	142.6万円	87.6万円
本人+扶養親族2人	179.5万円	117.6万円
本人+扶養親族3人	222.3万円	147.6万円
本人+扶養親族4人	265.1万円	177.6万円

※申請者が申請日時点で障害者、未成年者、寡婦(夫)、ひとり親の場合は、204.3万円(所得の場合は135万円)と上記の扶養親族人数に応じた金額の高い方の金額により算出してください。

※令和4年度分の住民税(市県民税)の課税決定後に令和3年1月から令和3年12月の収入(所得)見込額により申請する場合は、令和4年度分住民税均等割の課税状況により審査します。

確認方法の例

※3人世帯：夫(課税・扶養親族1人)、妻(非課税・夫の被扶養者)、子(課税・扶養親族なし)

令和3年5月の収入

夫	給与	事業	不動産	年金	合計…①
	100,000 円	0 円	0 円	0 円	100,000 円

$$\textcircled{1} \times 12 = 120\text{万円…②}$$

② \leq 142.6万円(非課税水準相当額：本人+扶養親族1人)

\Rightarrow 非課税水準相当額以下

子	給与	事業	不動産	年金	合計…①
	70,000 円	0 円	0 円	0 円	70,000 円

$$\textcircled{1} \times 12 = 84\text{万円…②}$$

② \leq 95.0万円(非課税水準相当額：本人のみ又は扶養親族がない方)

\Rightarrow 非課税水準相当額以下

住民税が課されている方全員(夫、子)の収入が
非課税水準相当額以下のため支給対象です。

令和3年5月の収入

夫	給与	事業	不動産	年金	合計…①
	100,000 円	0 円	0 円	0 円	100,000 円

$$\textcircled{1} \times 12 = 120\text{万円…②}$$

② \leq 142.6万円(非課税水準相当額：本人+扶養親族1人)

\Rightarrow 非課税水準相当額以下

子	給与	事業	不動産	年金	合計…①
	90,000 円	0 円	0 円	0 円	90,000 円

$$\textcircled{1} \times 12 = 108\text{万円…②}$$

② $>$ 95.0万円(非課税水準相当額：本人のみ又は扶養親族がない方)

\Rightarrow 非課税水準相当額を超える

住民税が課されている方のうち、子の収入が
非課税水準相当額を超えるため支給対象外です。

申請方法について

申請が必要です。

▶ 申請書の配布場所

令和4年2月7日(月)から市役所本庁舎3階臨時特別給付金窓口、各総合支所市民福祉課及び各支所の窓口で配布いたします。
石巻市のホームページからもダウンロードできます。

▶ 申請方法

原則、郵送での申請となりますので、申請書に必要事項を記入のうえ添付書類と一緒に、郵送でご提出ください。

▶ 申請期限 令和4年9月30日(金)